

件名	愛媛県真珠産業振興基金条例
主管課	水産課
根拠法令等	
<p>【制定の概要】</p> <p>平成 21 年 4 月に解散した財団法人全国真珠信用保証基金協会からの寄附金を原資とし本県真珠産業の振興に資する施策を推進するため、基金を設置する。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 設置 <p>真珠母貝の生産体制の強化対策、真珠の品質の向上対策及びブランド化対策その他の真珠産業の振興に資する施策の実施に要する経費の財源に充てるため、真珠産業振興基金を設置する。</p> 2 積立て <p>一般会計歳入歳出予算で定める額とする。</p> 3 管理 <p>最も確実かつ有利な方法により保管する。</p> 4 運用益金の処理 <p>収益は予算に計上して、基金に編入する。</p> 5 処分 <p>目的を達成するための事業に要する経費及び基金の管理に要する経費に充てるため、その全部又は一部を処分することができる。</p> 6 繰替運用 <p>財政上必要があると認めるときは、基金に属する現金を歳計現金に繰り替えて運用することができる。</p> 	
施行日	公布の日
<p>【その他参考事項】</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 寄附金額 <p>財団法人 全国真珠信用保証基金協会寄附金 1 億 7,939 万円</p> 2 基金事業 <p>真珠母貝の生産体制強化対策事業 真珠の品質の向上対策事業 真珠ブランド化対策事業</p> 3 事業実施期間 <p>平成 23 年度～27 年度（5 年間）</p> 	